

令和 6 年

郡山市教育委員会

8月定例会議事録

令和6年 郡山市教育委員会8月定例会議事録

日 時 令和6年8月29日（木）午後3時00分

場 所 郡山市教育委員会室（郡山市役所本庁舎5階）

出席委員 教 育 長 小 野 義 明 教 育 長 藤 田 浩 志
職務代理者

委 員 阿 部 亜 巳 委 員 田 中 里 香

委 員 見 越 大 樹 委 員 佐 々 木 貞 子

出 席 者	教育総務部長	山 内 憲
	学校教育部長	二 瓶 元 嘉
	教育総務部次長兼総務課長	渡 辺 啓 一
	教育総務部次長兼生涯学習課長	宗 形 直 美
	学校教育部次長（（併）こども部次長）	佐 藤 香
	こども部次長（（併）学校教育部次長）	渡 部 洋 之
	中央公民館長	片 平 力 也
	中央図書館長	若 穂 囲 豊
	美術館館長	永 山 多 貴 子
	学校管理課長	遠 藤 修
	学校教育推進課長	日 下 明 彦
	教育研修センター所長	吉 田 圭 輔
	総合教育支援センター所長	石 井 研 也
	こども部次長兼こども総務企画課長	伊 藤 恵 美
	教育総務部総務課長補佐	木 村 邦 則
	学校教育部学校管理課長補佐	阿 部 義 登
	教育総務部総務課総務管理係長	安 彦 直 人
	書 記	柳 沼 飛 翔

会 議 次 第

1 開 会

2 前回議事録の承認

3 教育長の報告

4 議 事

議案第 24 号 令和 6 年度郡山市文化功労賞受賞者の協議について

議案第 25 号 令和 6 年度郡山市教育委員会表彰受賞者の決定について

議案第 26 号 郡山市教育委員会傍聴人規則の一部改正について

議案第 27 号 郡山市教育委員会の権限に属する令和 5 年度事務の管理及び執行の
状況の点検及び評価について

議案第 28 号 令和 7 年度使用特別支援学級教科用図書の採択について

5 そ の 他

(1) 令和 7 年度から令和 9 年度までの通学区域の弾力的運用について

(2) 令和 6 年度 7 月（1 学期）の不登校調査結果報告

(3) 郡山市勤労青少年ホーム運営委員会から教育長への意見書の提出について

6 閉 会

教 育 長 本日は、傍聴人はおられません。
 只今から、郡山市教育委員会令和 6 年 8 月定例会を開会いたします。
 本日は、欠席委員がございませんので、本定例会は成立いたします。
 はじめに、令和 6 年 7 月定例会の議事録の承認についてですが、何か御意見等はございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。
 令和 6 年 7 月定例会の議事録については、配付のとおり決定することに
 御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認め、そのように決しました。
 次に、教育長報告として、私から 4 件報告させていただきます。
 資料を御確認ください。
 資料 1 につきましては、第 4 期郡山市教育振興基本計画策定に係る郡山

ユースワークショップの開催結果についてです。後ほど、総務課から詳細についての説明をさせていただきたいと思います。

次に、資料2につきましては、8月2日に実施いたしました「郡山の教育」実践発表会についてです。今回は、国立市立国立第二中学校の黒田校長より不登校対策に関する御講演をいただきました。その後、実践発表会が実施されました。詳細につきましては、資料を御覧ください。

次に、資料3につきましては、8月6日から9日まで台湾の日本人学校、小・中・高等学校への視察についてです。今回の台湾訪問は郡山市観光政策課による現地の高校生への学習旅行の誘致活動として行われ、郡山市の教育について各学校で説明させていただきました。この台湾訪問を通して今後、台北市と郡山市の小学生のオンライン交流の実施につなげていく予定となっております。各学校の状況については資料の通りとなっておりますので後ほど御確認ください。

次に、資料4につきましては、8月21日にオンライン形式で実施いたしました令和6年度第2回郡山市立学校教頭会議の資料となっております。内容につきましては、令和6年度第2回の郡山市立学校長会議の内容と同様になります。詳細は後ほど御確認ください。

以上で、私からの報告を終わります。

教 育 長 続きまして、「4 議事」と「5 その他」について、一括して議題といたします。本定例会には、議事として、議案第24号「令和6年度郡山市文化功労賞受賞者の協議について」、議案第25号「令和6年度郡山市教育委員会表彰受賞者の決定について」、議案第26号「郡山市教育委員会傍聴人規則の一部改正について」議案第27号「郡山市教育委員会の権限に属する令和5年度事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」、議案第28号「令和7年度使用特別支援学級教科用図書の採択について」以上、議案5件が提出されております。また、その他として、(1)「令和7年度から令和9年度までの通学区域の弾力的運用について」、(2)「令和6年度7月(1学期)の不登校調査結果報告」、(3)「郡山市勤労青少年ホーム運営委員会から教育長への意見書の提出について」、以上、3件が提出されております。

議事の「議案第24号」及び「議案第25号」については、人事案件、「議案第27号」につきましては、郡山市議会9月定例会に提出する案件、その他の(3)については、今後の方針決定に係る案件であることから、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項」の規定に基づき、非公開にすべき案件と考えられます。委員の皆様にお諮りいたします。議事の「議案第24号」、「議案第25号」、「議案第27号」及びその他の(3)につ

いては、非公開とすることに対し、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

出席者の3分の2以上の賛成でありますので、「議案第24号」、「議案第25号」、「議案第27号」及びその他の(3)については、非公開とすることに決しました。つきましては、非公開の案件については、後ほど「5 その他」終了後に審議することにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

御異議なしと認め、はじめに、議案第26号「郡山市教育委員会傍聴人規則の一部改正について」、事務局の説明を求めます。

総務課長 資料を御覧ください。今回の改正の要旨といたしましては、本市の教育委員会の会議に関する傍聴人等の遵守事項について、所要の改正を行うものとなっております。主な改正内容といたしましては、傍聴人に対する遵守事項について、現在よりふさわしい内容に改めるものやスマートフォン等の普及に伴い、傍聴人による写真撮影、録音等を禁止する規定、傍聴券の様式を新たに定めるものとなっております。詳細につきましては、資料を御覧ください。

説明は、以上でございます。

教 育 長 説明が終了しました。委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。
「議案第26号」については、原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、「議案第26号」については、原案のとおり決しました。

教 育 長 次に、議案第28号「令和7年度使用特別支援学級教科用図書の採択について」、事務局の説明を求めます。

学校教育推進課長 資料を御覧ください。委員の机上右手に参考のために2種類のサンプル図書があるかと思います。表紙右上に星印が記載されている図書は文部科学省が著作権を有する教科用図書で、通称星本と言われるものでございます。一方、星印が記載されていない図書は、一般図書と言われるものです。手に取って御覧ください。教科用図書については、文部科学大臣の検定を経た検定本又は文部科学省が著作権を有する星本、児童生徒の障がいの程度に違いがあることから、学校教育法附則第9条の規定により、検定本以外の一般図書を教科書として、採択してよいこととなっております。採択の方法としては、特別支援学級のある各学校が、児童生徒の障がいの程度に応じた図書を選定し、教育委員会へ内申したもののについて、採択の決定をすることになります。資料21ページを御覧ください。著作本の覧に丸がついております、上から富田東小学校、小山田小学校、安積中学校、大槻中学校が星本を選定しております。次に、一般図書に丸がついております、安積第三小学校、芳賀小学校、赤木小学校、薫小学校、桑野小学校、小山田小学校、宮城小学校が福島県教育委員会が調査研究した117冊の一般図書から選定しております。なお、福島県教育委員会が調査研究していない一般図書から選定した学校はありませんでした。各学校において、それぞれの子どもたちの実態を考慮し選定したものにしますのでこれらの採択をお願いいたします。

説明は、以上でございます。

教 育 長 説明が終了しました。委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。
「議案第28号」については、原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、「議案第28号」については、原案のとおり決しました。

教 育 長 次に「5 その他」に入ります。(1)「令和7年度から令和9年度までの
通学区域の弾力的運用について」、事務局の説明を求めます。

学校教育推進課長 資料の2ページを御覧ください。特認校制度につきましては、3年ごと
に対象校を見直すことになっております。今年度は金透小学校の対象校を
見直す年となっております7月29日に開催しました「令和6年度第1回
郡山市学校教育審議会」で審議をいたしました。資料の「3.令和7年度
から令和9年度までの対象校について」を御覧ください。対象校の要件と
して、①及び②の双方を満たす場合となります。①令和7年度から令和9
年度までの今後3年間の推計等により、通常学級数が19学級以上であるこ
と。②今後3年間の各学年の児童数の推計等から、児童の転出があっても
19学級以上を確保できること。以上2点が要件となっております。これら
の要件をもとに見直しをしたところ、行健小学校、行健第二小学校、富田
東小学校、大島小学校、大成小学校の5校が今後3年間、通常学級が19学
級以上確保できる見込みであることからこれまで通りとすることといたし
ました。

説明は、以上でございます。

教 育 長 説明が終了しました。委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 次に、(2)「令和6年度7月(1学期)の不登校調査結果報告」につい
て事務局の説明を求めます。

総合教育支援センター所長 資料の4ページを御覧ください。
令和6年度1学期末の不登校児童生徒の状況について御報告いたします。
表の7月の覧を御確認ください。不登校者数は昨年度同時期より小学校で
13人の増加で合計142人、中学校で36人の増加で合計363人となっております。
併せて49人の増加で合計505人となっております増加傾向にあります。た
だし、新たな不登校児童生徒につきましては、昨年度の同時期より小学校
で3人の増加、中学校で18人の減少となっております全体的に減少傾向とな
っております。教育委員会といたしましては、各学校へ全国的に長期休業明
けは、自殺者や不登校児童生徒が増加傾向にあることから8月27日から9
月27日までの1か月間、心身の健康状態を可視化するツールを活用し小さ

なSOSを見逃さず、チーム学校で支援する不登校児童生徒の早期発見、早期対応に努めてまいります。さらに、1学期末における不登校児童生徒の分析を行い、今後の不登校対策についてまとめ教職員間で共有するとともに新たな不登校をださないための取り組みを推進することを校長会議、教頭会議を通してお願いをしたところであります。総合教育支援センターとしても不登校の実態把握に努めるとともに不登校児童生徒が通級する適応指導教室、ふれあい学級、方部分室、サテライト分室の機能のさらなる充実に努めてまいります。

説明は、以上でございます。

教 育 長 説明が終了しました。委員の皆様、質問等ございますか。

教 育 長 8月27日から児童生徒の心身の健康状態を可視化するツールを活用しているところですが、今現在においての効果はどうでしょうか。

総合教育支援センター所長 小学校におきましては、3年生から6年生までの生徒で使用しております。1、2年生につきましては来週から使用予定となっております。これらのツールは自分の心身の健康状態を5段階の星の数で表すものとなっております。星が多いほど心身状態が良好であることを表しております。小学校においては、各学校約80%の児童がツールを活用しており、5や4の数値を出している生徒が大半となっております。中学校におきましては、約55%の生徒が活用しており、中間の3という数字を出している生徒が大半となっております。具体的な効果といたしましては、星の数が少ない児童の中には、教員が普段あまり気にかけていない生徒が含まれており最近、星の数が少ないことから声をかけたところ児童がストレスを感じていることがわかり、その児童に対しての声掛けの機会が増加し、生徒の笑顔が増えたように感じた。このように早期発見、早期対応につながっております。また、ほかにも不登校の生徒の入力状況から生徒間の話題につながり、不登校児童生徒と学校のパイプ作りにもつながっております。このような事例を校長会議、教頭会議を通して、教職員間で共有し不登校児童生徒が明るく元気に登校できるように努めてまいりたいと思います。

教 育 長 その他、御意見等がありますでしょうか。

(なし)

教 育 長 「5 その他」が終了しましたので、先ほど非公開としました議事の審議に入ります。本日は、傍聴人がおりませんので直ちに審議に入ります。

(「議案第24号」、「議案第25号」、「議案第27号」、その他の(3)の案件を非公開で審議し、全会一致で原案のとおり承認。)

教 育 長 本定例会に提出された案件は以上となります。その他、委員の皆様から御意見等ありますか。

(なし)

教 育 長 ないようですので、以上で郡山市教育委員会令和6年8月定例会を閉会いたします。

終了時刻 午後3時32分